



# かづの土地改良区だより



令和7年5月28日 柴内太田地内 田んぼにて  
柴平小学校八幡平小学校合同田植え体験学習



令和7年5月30日 八幡平字小豆沢碇 地内にて  
ゴミゼロ運動



一の渡頭首工

## 水管理について

- ◆公平な配水を実施するため、用水のかけ流しはやめましょう！  
…かんがい用水は限りある貴重な資源であり財産です。
- ◆ゴミや刈り草などを水路に流さないで！  
…水路が詰まる原因となり、下流に水が行かなくなります。



## すべてのほ場に水が行き渡るよう、適切な水管理にご協力をお願いします

令和7年7月発行  
水土里ネットかづの  
かづの土地改良区

〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1 鹿角市山村開発センター内  
TEL: 0186-23-3762 FAX: 0186-23-8378  
メール: [midori-net.kaduno@lily.ocn.ne.jp](mailto:midori-net.kaduno@lily.ocn.ne.jp)  
ホームページ URL: [midorinet-kaduno.org](http://midorinet-kaduno.org)

《令和7年4月1日現在の状況》 組合員数: 2,397名 (内 准組合員4名、施設管理准組合員4名)  
賦課面積: 1,955ha (田1,923 ha、畑32ha)

# 令和6年度通常総代会 開催

～総代会とは、かづの土地改良区の運営を決定する最高議決機関です～

去る、令和7年3月12日(水)、午後6時より鹿角市山村開発センター視聴覚ホールにおいて、令和6年度通常総代会が開催されました。

議長に花輪地区奈良春男総代が選任され、令和7年度収支予算・事業計画などの議案内容説明後、慎重審議を経て、提出された11議案は原案どおり承認並びに可決されました。

【出席者数】 総代50名中(定数50名中欠員0名)、35名出席、書面議決書10名(出席率90%)

## 1. 令和7年度事業計画

～地域における農業の振興と持続的発展のため令和7年度は次の事業を行います～

### 1. 維持管理事業

- (1)かんがい施設関係 【かんがい期間】開始予定：5月上旬～/終了予定：8月下旬～9月上旬  
各地区の頭首工、ため池、揚水機等については管理者を配するなど、かんがいの確保に努める。また、効率的な配水計画を定め、組合員へ徹底した水管理の周知を図る。
- (2)用排水関係  
用排水路の堰上げ、草払いを実施するとともに、利用上必要な施設の補修や改修等の適正管理を行う。
- (3)農業用道路  
農道の補修及び敷砂利等を実施し保全を図る。

### 2. 県営事業

- (1)毛馬内北部地区農地中間管理機構関連ほ場整備事業の円滑な推進に努める。  
・高度土地利用調整事業(調査・調整事業)  
・換地業務を委託された場合これを受託し、適正な事務処理を行う。  
・現地調整業務を委託された場合これを受託し、適正な事務処理を行う。

(2)新規県営土地改良事業地区の推進

※R7.4.1 時点

地 区	柴内	道下タ	神田	間瀬川
受益面積	90.1ha	87.4ha	43.9ha	188.2ha
関係戸数	191	167	62	322
同 意 率	100.0%	89%	92%	90%

(3)ため池等整備事業(農業用河川工作物応急対策)の円滑な推進に努める。

・一の渡頭首工改修事業(八幡平字小山地内)

事業期間：R3～R7、受益面積：97.9ha、総事業費711,000千円(地元負担4%)

R7事業内容:①補完工事(左岸側護岸工等)

R7事業費:30,000千円(地元負担額 1,200千円)

・十和田南地区(末広頭首工)頭首工改修事業(十和田毛馬内字南陣場)

事業期間：R5～R9、受益面積：107.9ha、総事業費 528,000 千円(地元負担 4%)

R7事業内容:①右岸側施工(取水工) ②取水ゲート据付工・洪水吐ゲート製作

R7事業費:123,000千円(地元負担額 4,920千円)

(4)基幹水利施設ストックマネジメント事業の円滑な推進に努める。

・末広堰改修事業(十和田毛馬内字南陣場～十和田末広字紀ノ元)

事業期間：R6～R11、受益面積：107.9ha、総事業費203,000千円(地元負担9%)

幹線用水路 1259.9 m<sup>2</sup>

R7事業内容:①3号幹線更新 R7事業費:74,000千円(地元負担額 6,660千円)

・腰廻堰改修事業(予定)

R7年度. 事業管理計画 R8～9年度. 事業計画詳細作成 R10年度. 事業採択

### 3. 多面的機能支払交付金事業

- (1)多面的機能支払交付金事業の事務委託組織数の増加を図り、事務委託された場合は、これを受託し、適正な事務処理を行う。

### 4. 区域拡大事業

- (1)土地改良区の区域拡大の為、各種事業の促進を行う

## 2. 令和7年度一般会計収支予算

単位：円

予算科目(収入)	本年度予算額	前年度予算額	前年比	予算科目(支出)	本年度予算額	前年度予算額	前年比
土地改良事業収入	55,304,000	66,349,000	▲11,045,000	土地改良事業費支出	41,826,000	7,404,970	34,421,030
附帯事業収入	1,152,000	1,104,000	48,000	附帯事業費支出	228,000	228,000	
基本財産運用収入	5,000	5,000		一般管理費支出	42,809,000	39,607,000	3,202,000
特定資産運用収入	7,000	4,000	3,000	土地改良事業負担金支出	13,951,000	17,431,000	▲3,480,000
補助金等収入	4,295,000	28,179,000	▲23,884,000	借入金返済支出	4,510,000	33,684,000	▲29,174,000
業務受託料収入	19,732,000	1,732,000	18,000,000	支払利息	135,000	134,000	1,000
雑収入	2,944,000	2,066,000	878,000	基本財産積立支出	5,000	5,000	
借入金収入	10,798,000	6,850,000	3,948,000	特定資産積立支出	13,040,000	7,872,000	5,168,000
基本財産取崩収入	0	0		固定資産取得支出	300,000	500,000	▲200,000
特定資産取崩収入	5,003,000	5,040,000	▲37,000	予備費	3,127,138	26,188,047	▲23,060,909
固定資産売却収入	0	0		支出合計	119,931,138	133,054,017	▲13,122,879
総 越 金	20,691,138	21,725,017	▲1,033,879				
収入合計	119,931,138	133,054,017	▲13,122,879				

## 3. 令和7年度賦課金徴収の議決

令和7年度における、かづの土地改良区の経費は、定款第34条及び第35条の規定に基づき、下記のとおり賦課徴収することで決議されました。

賦課徴収の対象経費	賦課基準(10a当たり)			維持管理費 詳細			
	賦課基準(10a当たり)			維持管理費 詳細			
土地改良区の運営にかかる費用	事務費	地区内の田	2,000円	(※1)和田地区	十和田	1,000円	
		地区内の畠	1,000円		毛馬内北部	500円	
		十和田南(末広)事業地区	300円		甚兵川原	500円	
		一の渡事業地区	300円		神田	500円	
		毛馬内北部事業地区	300円	(※2)末広地区	大湯川内	700円	
		道下夕事業地区	300円		大湯川外	500円	
		間瀬川事業地区	300円		土深井	1,000円	
		柴内事業地区	300円		高井沢	1,200円	
		神田事業地区	300円		瀬田石	100円	
		花輪地区	地区内の土地	(※3)八幡平地区	長内下頭首工	300円	
借入償還金等	特別賦課金	(※1)十和田地区	//		長牛	150円	
		瀬の沢地区	//		中央地区	300円	
		間瀬川地区	//		県営3区左岸	400円	
		(※2)末広地区	//		県営3区右岸	150円	
		(※3)八幡平地区	//		県営1区夏井	200円	
賦課期日	高屋地区				宮麓	100円	
	未広地区				松館揚水機	3,000円	
	永田地区						
	腰廻地区						
賦課期日	令和7年10月1日						
徴収期限	令和7年11月28日						
徴収方法	かづの農業協同組合と委託契約に基づき徴収 又は、本土地改良区において直接徴収することになっております。						
賦課基準日	令和7年4月1日現在の土地原簿の地積による。						

当土地改良区では、安全・便利な口座振替契約を推奨しています！

農協口座をお持ちの組合員の方は、『口座振替依頼書』を提出して頂きますと、今後継続して賦課金を指定口座から振替することが出来ます。

ご希望の方は、土地改良区までご連絡ください。 かづの土地改良区 ☎(0186)23-3762



## 土地改良区施設維持管理適正化事業

土地改良区管内の農業水利施設についても老朽化が進行しており、既に標準耐用年数を超過しているものが多く存在しています。突発的な事故の発生も予想され、更なる予防保全の促進が必要です。適正化事業は、ポンプやモーターの分解補修、ゲート等の塗装、用排水路の浚渫、機械等の部品の交換などのように、定期的に行う必要のある施設の整備補修に対する助成制度です。

### 【適正化事業の構成】

事業の内容	対象事業費	拠出期間	負担割合		
			国	県	加入者
1. 整備補修事業 土地改良施設の機能保持のため定期的に行う必要な整備補修	200万円以上	5年間均等	30%	30%	40%
2. 緊急整備補修 予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修	200万円以上	当該年度	30%	30%	40%
3. 施設改善対策事業 水田地域に高収益作物を導入し、産地形 成を図るために必要な整備補修	200万円以上	3年間均等	30%	30%	40%
4. 安全管理施設整備対策事業農業 水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設の整備補修	100万円以上	3年間均等	30%	30%	40%
5. 緊急整備補修 予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修	基準なし	当該年度	30%	30%	40%
6. 防災減災機能等強化事業 防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用のための整備補修	100万円以上	5年間均等 ※初年度に財政融資借入	50%	20%	30%

### <事業イメージ>

※農林水産省ホームページより引用

#### 整備補修事業



原動機の分解補修、塗装

#### 防災減災機能等強化事業

##### 防災・減災機能の強化



ため池護岸の整備



排水門の電動化

##### 施設管理の省エネ化



高効率型モータへの更新



進相コンデンサの設置

##### 施設管理の省力化



監視装置の設置



水位計の設置

上記事業へのご希望がございましたら、改良区事務所へご相談下さい。

TEL : 23-3762

# 令和7年度臨時総代会 開催

～総代会とは、かづの土地改良区の運営を決定する最高議決機関です～

## 令和7年度 かづの土地改良区 臨時総代会



来賓として、鹿角市長 笹本 真司様(写真左)秋田県鹿角地域振興局農林部長 松橋 文仁様(写真右)にご臨席頂き、祝辞を頂戴しました。

去る、令和7年5月29日(木)午後6時00分より、鹿角市山村開発センター視聴覚ホールにおいて令和7年度 臨時総代会が開催されました。

金澤副理事長の開会宣言に始まり、次いで田口理事長挨拶、来賓挨拶の後、議長に十和田地区総代の柳沢誠氏が選任され、議案審議に入りました。会議次第にしたがって、令和6年度事業報告、一般会計収支決算並びに令和7年度一般会計収支補正予算、令和7年度地区編入及び加入金、定款の一部改正等を審議し提出された議案すべてが、原案どおり可決されました。

【出席者数】 総代50名中(定数50名中欠員0名)

26名出席、書面議決書16名(出席率84%)

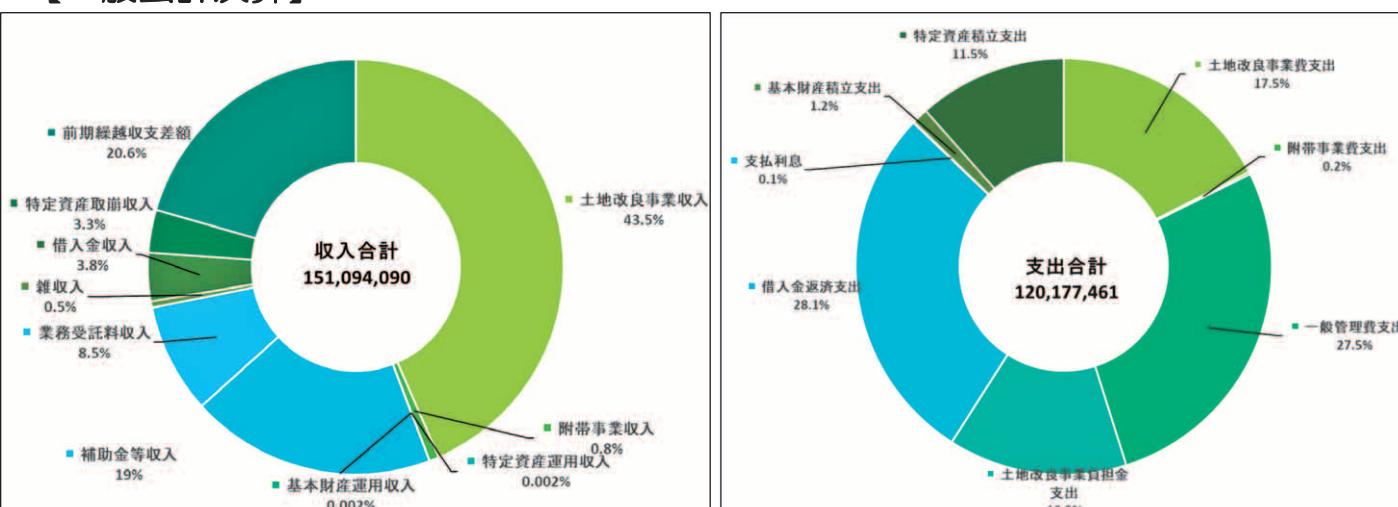
### 【主な議決事項】

#### ○令和6年度一般会計決算及び財産目録の承認

事業については一年間における活動を報告し承認されてあります。

一般会計決算及び財産目録については下表のとおり承認されました。

### 【一般会計決算】



一般会計収入支出差引残金 30,916,629円 次年度へ繰越

(内、各地区維持管理委員会繰越額 20,189,346円)

※令和6年度の収支決算書詳細については、かづの土地改良区ホームページに掲載しております。

## 各地区維持管理費 令和6年度 収支決算書

(単位：円)

地 区	収 入	支 出	収支差額	地 区	収 入	支 出	収支差額
花輪地区 維持管理委員会	1,289,104	229,186	1,059,918	末広地区 維持管理委員会	3,591,814	2,351,065	1,240,749
上下花輪 農水管理組合	1,197,784	0	1,197,784	高井沢ため池 水利組合	196,124	160,500	35,624
久保田 農業施設管理組合	224,356	194,000	30,356	土深井ため池 水利組合	167,711	120,000	47,711
鏡田 農業施設管理組合	1,415,280	4,500	1,410,780	県営4区・宮麓地区 農業施設管理組合	509,899	236,540	273,359
用野目 農施管理組合	610,450	168,000	442,450	長内下頭首工地区 農業施設管理組合	582,168	207,670	374,498
狐平 農業施設管理組合	1,691,622	17,558	1,674,064	後田・岩渕地区 農業施設管理組合	598,152	470,757	127,395
下川原 農業施設管理組合	80,483	15,000	65,483	長牛地区 農業施設管理組合	1,292,428	0	1,292,428
高屋 農業施設管理組合	327,101	28,000	299,101	県営3区左岸地区 農業施設管理組合	948,075	358,035	590,040
柴内地区 維持管理組合	151,580	0	151,580	県営3区右岸地区 農業施設管理組合	782,423	22,000	760,423
十和田地区 維持管理委員会	2,741,059	1,613,748	1,127,311	県営1区夏井地区 農業施設管理組合	178,275	77,660	100,615
瀬の沢地区 維持管理委員会	3,420,053	1,738,996	1,681,057	中央地区 農業施設管理組合	1,544,817	495,648	1,049,169
間瀬川地区 維持管理委員会	767,039	40,424	726,615				

**(財産目録)**

資 産		負 債	
1. 流動資産	44,131,677	1. 流動負債	11,941,136
〔現金及び預金	31,979,910	〔未払金	11,713,918
未収賦課金	1,249,912	預り金	227,218
その他未収金	10,901,855	2. 固定負債	34,308,840
2. 固定資産	2,789,466,084	〔公庫資金等長期借入金	27,128,215
〔基本財産	20,727,499	職員退職給付引当金	7,180,625
特定資産	2,765,641,533		
その他固定資産	3,097,052		
合 計	2,833,597,761	合 計	46,249,976

秋田県土地改良事業団体連合会 副会長就任	令和6年度 土地改良功労者表彰 受賞
<p style="text-align: center;"><b>かづの土地改良区 理事長 田口 裕</b></p> <p>令和7年3月14日 土地改良事業団体連合会第67回 通常総会にて、秋田県土地改良事 業団体連合会副会長に選任され、 令和7年4月1日をもって就任 致しました。</p> 	<p style="text-align: center;"><b>かづの土地改良区 副理事長 金澤 文好</b></p> <p>令和7年3月14日 土地改良事業団体連合会第67回通常総会にて、令和6年度土地改良功労者表彰式が行われ、長年にわたる土地改良区事業への貢献により、土地連会長より表彰をされました。</p> 

# 21世紀土地改良区創造運動活動報告

「21世紀土地改良区創造運動」は平成13年度に始まり、全国各地で多様な取り組みが展開されています。この運動は「水土里ネットから地域へ」発信する外部運動で、国、県、市町村の関係行政機関の支援、地域住民との連携の下に行われている運動です。

「水土里ネットかづの」も平成15年から小学生を対象として、農業体験や施設説明など水土里ネットの活動をPRしています。

## ◎柴平小学校、八幡平小学校合同農業体験学習(田植え)

### 田植え体験授業(R7.5.28)



今年は柴平小学校と八幡平小学校合同の田植え授業を行いました。地元農家さんの指導のもと、泥だらけになりながらも一生懸命に手植え作業を行い、およそ5畝の田んぼの田植えを終えることができました。柴平小学校33名、八幡平小学校16名が参加し、にぎやかな田植えとなりました。



## ◎柴平小学校農業体験学習(出前授業・稻刈り)

### 出前授業(R6.9.19)

関係機関と共に、5年生児童を対象に、土地改良区の役割、身近な農業用施設についての授業を行いました。沢山の質問が上がり、関心の高さが伺える授業となりました。



柴平小学校  
5年生教室にて

### 稻刈り(R6.9.24)

地元農家さんの指導のもと、手刈り体験を行いました。コンバインの見学も行い、機能性や作業効率の高さに驚きの声があがりました。学びの多くのある体験となりました。



花輪字柴内  
太田地内



組合員の皆様

# ～土地改良区への届出、忘れていませんか？～



耕作地の移動、組合員資格の変更には届出が必要です

農業委員会や市町村、法務局等で手続きを行っても、組合員の皆様から改良区への届出がなければ、改良区の台帳は変更が行われません。

(土地改良法第43条第1項 組合員の資格得喪の通知義務)

届け出がない場合、変更前の状態で賦課されることになりますので、右記のような変更があった場合は、必ず改良区への届け出をお願い致します。詳しくは、改良区へお問合せ下さい。

## 1. 組合資格の変更

- ①生前一括贈与する場合
- ②農業者年金(経営移譲による)を受給する場合
- ③組合員が死亡した場合
- ④売買・貸借権・利用権等で資格が移った場合

## 2. 賦課金の口座振替

口座番号を変更、解約した場合

## 3. 農地転用、地区除外

- ①農地を宅地・店舗・駐車場等にする場合
- ②農地を地目変更(田を畑に変えるなど)する場合

## 4. 施設等の他目的使用

- ①事業所排水・し尿処理排水を行う場合
- ②農道占用を行う場合

## 注意！滞納賦課金は新組合員に継承されます

改良区地区内の農地を売買するときや、組合員の資格を交代する場合に、その土地に滞納賦課金があると、新しく土地を取得した方に滞納賦課金の支払い義務が生じることになります。(土地改良法第42条第1項 権利義務の承継及び決済)後でトラブルが生じないように、当事者間で滞納賦課金を清算してから、所有権移転するようお願いします。

**賦課金の納付期限は  
11月28日(金)です**

**口座振替の方は  
10月31日(金)が振替日です**

## ～期限内の納入にご協力をお願いいたします～

賦課金の滞納は土地改良区の運営に大きな影響を与え、費用負担公平の原則が維持できなくなります。納入期限を過ぎると、本来納めるべき賦課金のほかに年利14.6%の割合で延滞金と、督促状を発した場合には督促手数料100円も加算されます。滞納を続けると、土地改良法第39条に基づき滞納処分を行う場合がございますので、早期の納入にご協力をお願い致します。

ご不明な点、ご相談の際は土地改良区事務所へご連絡下さい。TEL: 23-3762

## ◎相続登記が義務化されました

令和6年4月1日から、「所有者不明土地」の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わり、相続登記の申請が義務化されました。

### 【相続登記の申請の義務化に関する基本的なルール】

相続によって不動産を取得した相続人は、その不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

詳しくは、法務省ホームページでご案内しています。

※法務省ホームページ

「所有者不明土地解消に向けた民事基本法制の見直し(民法・不動産登記法等一部改正法・相続土地国庫帰属法)」 ([https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00343.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html))

